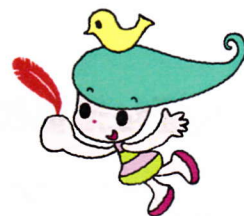


あおば社協だより



社会福祉協議会（社協）は、住み慣れた地域社会の中で、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という活動理念のもと、住民やボランティア・市民団体の方々など地域の公私福祉関係者ととも地域福祉活動を中心に様々な活動を展開する民間の団体です。
（社会福祉法第109条に位置付けられています）

福祉保健活動拠点

「ふれあい青葉」を ご存じですか？

青葉区社協では、横浜市の指定管理者として、青葉区福祉保健活動拠点（ふれあい青葉）の管理運営をおこなっています。
区内で福祉活動や保健活動をされている団体の方に
ご利用いただいています。

★多目的研修室

利用人数 54人まで
会議や交流会、事務作業等に利用できます
※スクリーン、マイクあり

★団体交流室②

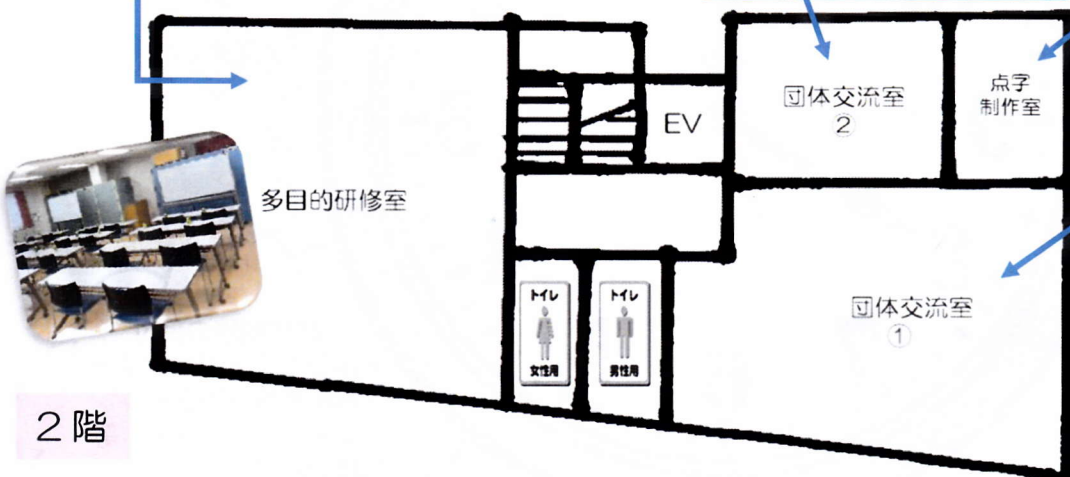
利用人数 18人まで
簡単な打合せや
事務作業等に利用できます

★点字制作室

利用人数 6人まで
点字印刷物の作成や
発送作業ができます

★団体交流室①

利用人数 24人まで
会議や交流会、
事務作業等に利用できます
※印刷機、紙折り機あり



2階



紙折り機



印刷機（有料）

1階

★録音室

視覚障がいの方のための
録音図書等の作成をします

★対面朗読室

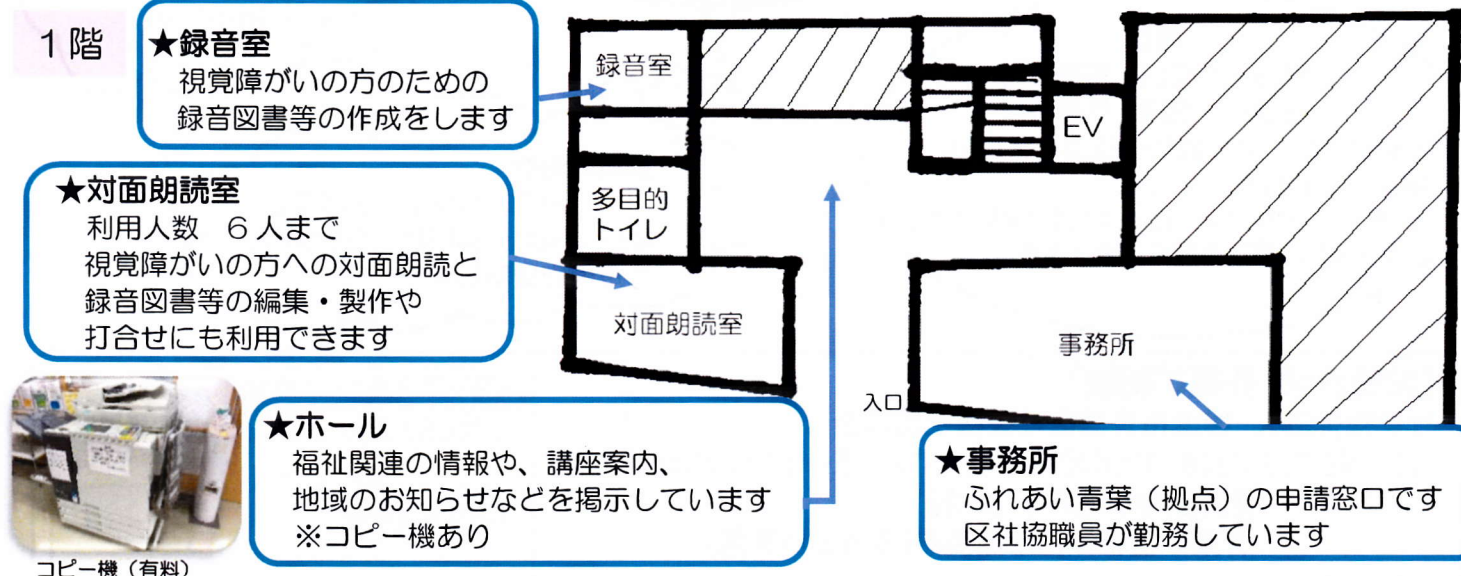
利用人数 6人まで
視覚障がいの方への対面朗読と
録音図書等の編集・製作や
打合せにも利用できます

★ホール

福祉関連の情報や、講座案内、
地域のお知らせなどを掲示しています
※コピー機あり

★事務所

ふれあい青葉（拠点）の申請窓口です
区社協職員が勤務しています



コピー機（有料）

ふれあい青葉（拠点）の利用について ※あらかじめ登録が必要です

登録方法 以下の書類を提出してください

- ① 利用登録申請書（窓口にあります）
- ② 会員名簿・活動目的、団体の規則がわかるもの
- ③ 活動内容がわかるチラシやパンフレット 等

利用時間

- ・月曜日～土曜日 午前9時～午後9時
- ・日、祝（休）日 午前9時～午後5時

※利用時間には、準備、後片付け、清掃、退出する時間を含みます

備品

拠点登録団体の方は利用できます

～区社協事業の紹介～

＼福祉活動拠点（ふれあい青葉）の1日／

拠点利用団体の受付

拠点利用団体（来訪者）に
検温の実施、手指消毒を促します。
拠点利用の説明を行い、
拠点や物品を貸し出します。

お昼休憩
職員も交代で
休憩をとります。

ボランティア保険の
受付

ボランティア活動保険・
ボランティア行事用保険の
受付を行っています。
※詳細はお問合せください。

午前9時～
拠点開館

ひと息つく時も
あります。

朝ミーティング
拠点利用団体の確認を
職員全員でします。

各種相談の受付
・ボランティアセンター
・移動情報センター
・あんしんセンター 等
各種相談を
受け付けています。
※詳細はお問合せください。

閉館
平日・土曜日：午後9時
日曜日・祝日：午後5時

拠点の戸締りや忘れ物の確認等を行い、
拠点を閉館します。
※コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、
閉館時間が異なる場合があります。

拠点の清掃
拠点の消毒、清掃を行います。
明日の拠点の利用状況を確認し、
予定表を更新します。

【お問合せ・各種ご相談】

社会福祉法人 横浜市青葉区社会福祉協議会

TEL:045-972-8836 FAX:045-972-7519 E-mail:info@aosha.jp

〒225-0024 青葉区市ケ尾町 1169-22

青葉区福祉保健活動拠点「ふれあい青葉」



ホームページはこちら🏠
<http://www.aosha.jp>

Instagram始めました！
🏠フォローはここから★

